



熊本県公報

号外 第10号
令和3年(2021年)
3月2日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 個人の事業税に関する申告期限の延長…………… (税務課) 1

告 示

熊本県告示第171号の2

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、県内に主たる事務所又は事業所を有する者の令和3年度（2021年度）の条例第47条第1項及び第2項の規定による個人の事業税の申告に関する期限を令和3年（2021年）4月15日まで延長する。

令和3年（2021年）3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫